

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和8年 1月26日

協議会名:滋賀地域交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通調査事業(計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③地域公共交通計画の計画策定等に向けた方針
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状分析および将来予測の可視化 ・ワークショップおよびフォーラムの開催(施策(案)の概算費用の算出を含む) ・地域公共交通計画(案)の作成 ・協議会および幹事会の開催 <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ評価により施策実施における効果を可視化し、効果を検証 ・大津市と彦根市の2箇所ワークショップを、草津市でフォーラムを開催し、住民との対話実施 ・現在、滋賀地域交通計画(素案)を作成し、パブリックコメントを実施中、今後、原案を作成し、協議会で審議の上、3月に策定予定 ・協議会を3回、幹事会を1回開催済み。今後、2月に幹事会(書面開催を予定)、3月に協議会を開催予定 	<p>A 計画通り事業は適切に実施される見込み</p>	<p>「より良い暮らし」の実現に向け、政策方針として、未来に向けた新たなまちづくりの視点を持ち、以下のとおり4つの実施方針を設定して取組を進める</p> <p>【実施方針1】 日々の暮らしの中で、運行情報等を簡単に入手でき、また多くの利用体験の機会を作ること、みんなで地域交通を積極的に利用する機運を醸成します</p> <p>【実施方針2】 日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるため、鉄道、バス、タクシー等を将来にわたり維持します。そのためにも、地域の実情にあった適切な交通体系に向け、再編・合理化の取組を併せて進めます</p> <p>【実施方針3】 「より良い暮らし」の実現、地域全体の価値の向上に向け、鉄道、バス、タクシーをはじめ、地域のあらゆる移動手段を便利に、快適に使えるよう取組を進めます</p> <p>【実施方針4】 技術の進展や社会的に対応が求められていることを踏まえた新たな手段の導入、DX・GXの取組を進めます</p> <p>なお、令和8年度地域公共交通確保維持事業の活用を見込んでいる</p>